

# 葛生行政センター自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

1. この点検委託は、葛生行政センターにおいて保有する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務(以下「保安管理業務」といいます。)について定めることを目的とする。なお、本委託契約の履行細目は別の定める電気事業法第42条第1項に規定する保安規程に基づくものとします。

2. 履行箇所(対象電気工作物の概要)

## ① 自家用電気工作物

事業場住所	栃木県佐野市葛生東1丁目11-8			
事業場名称	葛生行政センター			
需要設備	容量	125kVA	電圧	6,600V
太陽光設備	出力	10kW	電圧	210V
蓄電池設備	容量	15kWh	電圧	210V
絶縁監視装置設置の有無	有			
点検頻度	隔月1回			

3. 契約期間

令和4年10月1日から令和7年9月30日まで(36か月)

地方自治法第234条の3(長期継続契約とする)

4. 委託業務の内容

(1) 受託者が実施する保安管理業務及びこれに伴い委託者が実施する業務は、次項及び第3項を除き次の各号によるものとする。

① 委託者は、当該の事業場について受託者と面接等を行い、その者が委託契約書に明記された電気管理技術者本人であることを確認すること。

② 受託者は、当該事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書を常に携帯し、委託者に対しその身分を示す証明書を提示し、自らが委託契約書に記された電気管理技術者であることを明らかにすること。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

③ 受託者は、当該事業場における自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。

④ 受託者は、当該事業場における自家用電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について委託者に指示又は助言すること。

⑤ 受託者は、当該事業場における自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、委託者の通知を受けて、5. 点検頻度に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について委託者に指示又は助言すること。

⑥ 受託者は、当該事業場における自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を委託者に報告すること。また、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について委託者に指示又は助言すること。委託者は、その記録を確認し、保安規程に定める期間保存すること。

⑦ 受託者は、電気事故が発生し又は発生するおそれがある場合において、委託者もしくは東京電力パワーグリッド株式会社等より通知を受けたときは、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うこと。また、事故・故障の状況に応じて、受託者は臨時点検を行い、その原因が判明した場合には、同様の事故・故障の再発させないための対策について、委託者に指示又は助言を行うこと。なお、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、委託者に対し、電気事故報告の作成及び手続きの指示又は助言を行うこと。

⑧ 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。

(2) 委託者は、前項の受託者に委託する保安管理業務のうち、次の①～③のいずれかに該当する電気工作物については、受託者と協議の上、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。これに関し、委託者は、受託者の監督の下に点検等を行い、受託者は、その記録の確認を行います。また、受託者は、委託者の求めに応じ、助言を行うこととする。このほか、受託者は、当該電気工作物の保安について、委託者に対し指示又は助言ができるものとする。

① 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する自家用電気工作物

(a) 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

(b) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

(c) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

(d) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器

(e) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器

② 設置場所の特殊性のため、受託者が点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する場所に設置される自家用電気工作物

(a) 立入に危険を伴う場所

(b) 情報管理のため立入が制限される場所

(c) 衛生管理のため立入が制限される場所

(d) 機密管理のため立入が制限される場所

(e) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所

③ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

(3) 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、(1)項によるほか、委託者が確認を行うものとする。

## 5. 点検の頻度及び点検項目

(1) 4. (1)項に定める受託者が定期的に行なう点検の頻度及び点検項目は、月次点検、年次点検、精密点検及び臨時点検について自家用電気工作物は別紙1、に掲げる内容を基本とし、その詳細は、保安規程によるものとする。

### ① 定期点検

#### (a) 月次点検

月次点検は、主として運転中の施設の外観点検・測定試験を隔月行う。(ただし、自家用電気工作物において、絶縁監視装置を設置しない場合は毎月行う。)

#### (b) 年次点検

年次点検は毎年1回とし、年次点検の内容は、主として全停電を行い、施設の運転を停止し点検及び測定・清掃を年1回行う。

## ② 臨時点検

臨時点検は、異常が発生した場合及び発生する恐れがある場合など、必要に応じ行う。

## ③ 精密点検

3年に1回実施するもので、令和6年度内に当該年度の年次点検を精密点検として実施するもので、詳細については別紙1のとおりとする。

業務の内容については、前記①(b)項の年次点検についての記載事項を準用する。

## ④ 工事期間中の点検

委託者の通知を受けて行う工事期間中の点検の頻度は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事が計画どおりに施工されていること及び経済産業省令で定める技術基準への適合状況について点検するものとし、その頻度は毎週1回とします。

## ⑤ 問診による点検

受託者は、①(a)項の月次点検のほか、委託者に対し、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがないか、点検を行うこととする。

⑥ 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時(警報動作電流(設定の上限値は50mAとする)以上の漏えい電流が発生している旨の警報を(以下「漏えい警報」という。)連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。)に受託者は、次の(1)及び(2)に掲げる処置を行うこととする。

(a) 警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。

(b) 警報発生時の受信記録を3年間保存する。

## 6. 立ち入り検査

電気事業法第107条第3項に規定する立ち入り検査の立会いについては、その都度、市役所の通知に基づいて受託者はただちに保安業務従事者等を派遣して行うものとする。

## 7. 関係法規の厳守

業務の実施にあたっては労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し、安全の確保に努めなければならない。

## 8. 報告書の作成、提出

月次点検、年次点検、精密点検の報告書を作成し、担当職員に確認を受けた後、速やかに提出すること。

## 9. 経済産業局への申請、提出

受託者は、契約締結後、速やかに保安管理業務外部委託承認申請書ならびに保安規定届出書を作成し、所轄経済産業局長に提出するものとする。初回の申請、届出に係る費用は、この自家用電気工作物保守点検業務料に含むものとする。受託者が引き続き同一のものである場合は、この申請、届出は必要ないものとする。

## 10. 絶縁監視装置の設置

設備に異常が発生した場合に直ちに対応できるよう絶縁監視装置を設置すること。

このとき、設置工事に要する費用及び保守費用は、原則として受託者が負担するものとする。ただし、毎月の月次点検を実施する場合は設置しなくてもよい。

## 11. 連絡責任者等

- (1) 委託者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために受託者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。
- (2) 委託者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。
- (3) 委託者は、第1項及び前項による通知の内容変更が生じた場合は、受託者に変更の内容を通知するものとする。
- (4) 委託者は、必要に応じて連絡責任者又はその代務者を、受託者の行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。
- (5) 委託者は、需要設備の設備容量が 6,000 キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとする。

## 12. 委託者及び受託者の協力及び義務

- (1) 委託者は、受託者が保安管理業務の実施にあたり、受託者が報告、助言した事項又は受託者と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとします。
- (2) 受託者は、保安管理業務を誠実に行うものとします。

## 13. 保安業務担当者の資格等

- (1) 受託者は、保安業務担当者に電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとします。
- (2) 保安業務担当者は、病気その他やむを得ない場合は、他の保安業務担当者(以下、「保安業務従事者」という。)に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとします。
- (3) 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとします。

## 14. 再委託の禁止

受託者は契約した業務の全部または一部のものに再委託してはならない。

## 15. 損害賠償

委託業務の実施に際し、受託者の責に帰すべき事由により、建造物、機器、第三者等に損害を与えた場合は、直ちに現状復帰又はその損害賠償の責めを負うものとする。

## 16. 委託者及び受託者の協力及び義務

- (1) 委託者は、受託者が保安管理業務の実施にあたり、受託者が報告、助言した事項又は受託者と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。
- (2) 受託者は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

## 17. 記録の保存

受託者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、委託者受託者双方において3年間保存するものとする。

## 18. その他

この仕様書に定めのない事項について、必要がある場合は両者協議して定めるものとする。

自家用電気工作物点検、測定及び試験の基準等  
(月次点検及び年次点検)

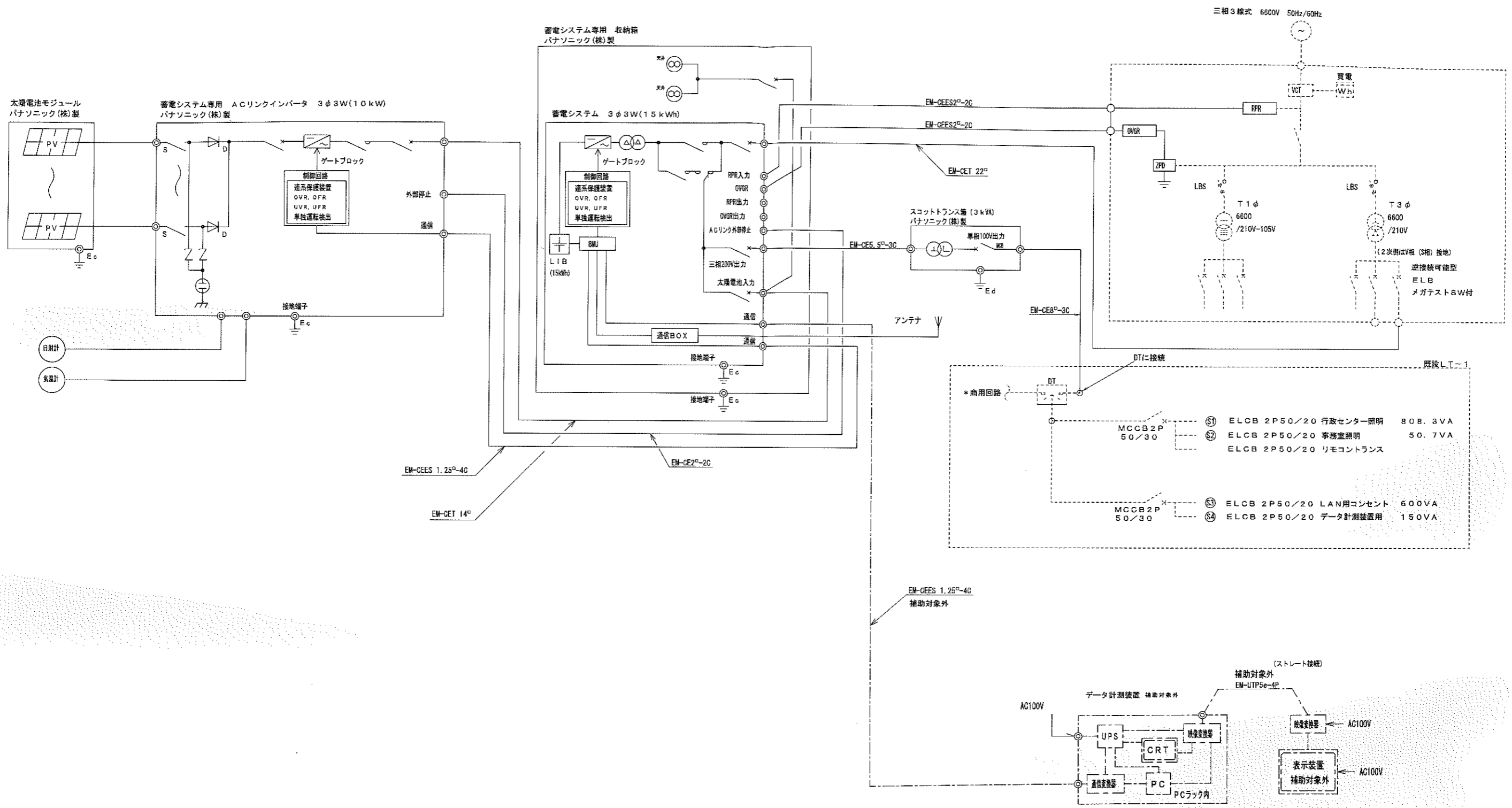
1. 需要設備

電気工作物		点検方法	月次点検	年次点検	精密点検 (3年1回)
受 電 設 備  (第二受電設備以降を含む)	責任分界となる区分 開閉器引込線等 (架空電線、支持物、 ケーブル)	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
		区分開閉器動作試験		○	○
		保護継電器動作試験		○	○
		保護継電器動作特性試験			○
	断 路 器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	遮 断 器 開 閉 器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
		動作試験		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○※4
	電力ヒューズ	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	計器用変成器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	変 圧 器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○※4
	電力用コンデンサ	外観点検	○	○	○
絶縁診断測定			○	○	
避 雷 器	外観点検	○	○	○	
	絶縁診断測定		○	○	
母 線	外観点検	○	○	○	
	絶縁診断測定		○	○	
その他の高圧機器	外観点検	○	○	○	
	絶縁診断測定		○	○	
配 電 盤 制御回路	外観点検	○	○	○	
	絶縁診断測定		○	○	
	保護継電器動作試験		○	○	

電気工作物		点検方法	月次点検	年次点検	精密点検 (3年1回)
受電設備		保護継電器動作特性試験			○
		計器校正試験			○
		制御回路試験		○	○
	受電設備の建物・室キュービクルの金属箱	外観点検	○	○	○
	接地装置	外観点検	○	○	○
接地抵抗測定			○	○	
配電設備	配電線路 (架空電線、支持物、ケーブル)	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
	断路器、遮断器 開閉器、変圧器 計器用変成器 電力用コンデンサ その他高圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁診断測定		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			○※4
	接地装置	外観点検	○	○	○
		接地抵抗測定		○	○
太陽光発電装置	太陽電池アレイ	外観点検	○※3	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		○	○
	パワーコンディショナー	外観点検	○※3	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	系統保護装置	外観点検	○※3	○	○
		保護継電器動作試験		○	○
		保護継電器動作特性試験			○
		制御装置試験		○	○
		その他は受電設備に準ずる			
蓄電池設備	本 体	外観点検	○	○	○
		液量点検	○	○	○
		電圧・比重測定		○	○
		液温測定		○	○
	充電装置 付属装置 接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		○	○

電気工作物		点検方法	月次点検	年次点検	精密点検 (3年1回)
電気使用場所の設備	電動機類、電熱装置	外観点検	○	○	○
	電気溶接機	絶縁抵抗測定		○	○
	照明装置	接地抵抗測定		○	○
	配線、配線器具	絶縁監視	常 時		
	その他の機器				
接地装置					

- 注) 1 本点検の測定及び試験の基準等は、年次点検Aに新方法を適用する場合とする。
- 2 「外観点検」とは、主として目視により点検することをいう。
- 3 ※3を付した項目は、点検頻度が隔月点検又は3ヶ月毎点検の場合、受託者が実施するほか、受託者の指導を受けて委託者が必要に応じて実施するものとする。
- 4 ※4を付した項目は、PCB混入のおそれがある場合は試験を省略することがある。
- 5 「絶縁監視」とは、変圧器のB種接地工事の接地線に監視装置を取付け、低圧電路の絶縁状態を監視することをいう。
- 6 変圧器の二次側以降の低圧電路（電気使用場所の設備を含む。）と大地間との絶縁抵抗測定は、監視装置の監視記録により代えることがある。



工名		竣工	H28.09.15
(仮称) 葛生行政センター太陽光発電設備設置工事		図	E-05
太陽光発電設備系統図		製	
		検	



